子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止 を求める意見書

我が国の人口は、出生率が大幅に低下する一方、高齢化率は着実に上昇するなど、 平成20年をピークに減少に転じた。このまま進めば、50年後には、人口が 8,000万人余りとなり、さらに100年後には約4,000万人となるとの推計 もある。我が国は、急激に進む少子化のため、国家的な危機に陥るか否かの岐路に立 たされており、若い世代が安心して結婚、子育てのできる環境整備の促進を始めとし た少子化対策の強化が急務となっている。当県では、少子化対策の一環として、平成 24年10月から、18歳以下の子どもの医療費を無料化するなど、県独自の対策を 講じている。

しかし、国は、地方自治体による医療費助成の取組による受診者の増加などのために上乗せになった医療費分は、実施自治体が負担すべきものとして、国民健康保険制度の国庫負担金を減額している。そのため、当県の国民健康保険財政は、医療費が増える一方で、人口減少に伴い税収が落ち込み、県内59市町村の半分以上が赤字になり、一般会計からの補填での対応を余儀なくされている。

減額調整措置について、「子どもの医療制度の在り方等に関する検討会」の取りまとめにおいては、「地方自治体の取組を支援する観点から、早急に見直すべきとの意見が大勢を占めた」と明記されるとともに、「ニッポン一億総活躍プラン」においては、「若者・子育て世帯への支援」の中で「減額調整措置の在り方について、年末までに結論を得る」と明記された。減額調整措置が廃止されれば、その財源を活用して、地方自治体による、より一層の少子化対策が可能となる。

よって、国においては、少子化対策は喫緊の国家的課題であることから、一億総活躍や地方創生の実現に向けて、地方自治体が行う子どもの医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年7月6日

衆 議 院 議 長 参 院 長 議 議 内 閣総理大 臣 あて 総 務 大 臣 財 務 大 臣 厚 生労働大 臣